

## 第一章 総 則

(名 称)

### 第 1 条

チーム名は『アクアフェアリーズジュニア』と称する。

### 第 2 条

1. チームは「富山県クラブバレーボール連盟」が運営する。
2. チームの代表者はアクアフェアリーズ部長とする。
3. 運営補助としてアクアフェアリーズ OG が協力する。

(所在地)

### 第 3 条

チーム所在地は富山県黒部市堀切 1142 黒部総合体育センター内とする。

(目 的)

### 第 4 条

1. アクアフェアリーズジュニアから、富山を代表し活躍出来る精神・肉体を有するアスリートの輩出を目指す。
2. バレーボールの活動を通して青少年の健全な心身の育成とスポーツの振興を図る。
3. バレーボールを愛好する中学生、**高校生**に競技力の向上を目指して活動できる場を提供すると共に、富山を代表するトップアスリートとの交流の場を提供する。
4. 社会人となってからも富山県内でクラブチームを設立し競技力の向上、また後輩の育成に貢献できる選手を作る。

## 第二章 入会及び会費

(資 格)

### 第 5 条

1. チームの趣旨に賛同し、本規約を遵守できる男女で中学生を対象とする。
2. 基本的にバレーボールチームに所属していない者とするが、バレーボールチームに所属している者は部活動顧問またはチーム監督の同意を得る事とする。

(定 員)

### 第 6 条

チームの定員は女子20名程度とし、定員以上となった場合はその都度検討する。  
ただし男子選手の申込や要望があった場合は年度ごとに検討する。

(募 集)

### 第 7 条

チームの入会募集は公募を原則とする。

(手 続)

#### 第 8 条

1. チームに入会を希望する者は、保護者の同意を得て所定の入会申込書を提出する。
2. 会員は、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。
3. チームは、入会を認められない希望者には、速やかに書面又は電話等により保護者又は本人にその旨を通知することとする。

(費用について)

#### 第 9 条

1. 会員は、この規約の附則に定める入会金および会費を、指定した期日までに納入しなければならない。
2. 一旦入金された入会金および会費は、理由の如何を問わず返金しない。
3. 会員が練習を欠席したときは、会費の返金は行なわない。
4. 大会参加、遠征費用は必要に応じて別途徴収する。(天皇杯・皇后杯全日本予選会、ヤングバレー全国大会、北信越大会など)

### 第三章 会計

(会費の主な使途)

#### 第 10 条

会費は事務局の必要経費、備品代等に充当する。

(会費の管理)

第 11 条 このチームの会費管理は富山県クラブバレーボール連盟が管理する。

(会計年度)

#### 第 12 条

チームの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

### 第四章 資格の喪失(退会・除名)及び休会

(会員資格の喪失)

#### 第 13 条

会員が次の各号の一つに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

1. 退会届けの提出をしたとき。
2. 以下の理由で除名されたとき。
  - (1) チームの活動を著しく損なう行為があったとき。
  - (2) 公序良俗に反する行為があったとき。

(休 会)

#### 第 14 条

会員が自己都合により休会(1ヶ月単位)するときは、事務局に届け出ること。

### 第五章 その他

(会員のモラル)

#### 第 15 条

会員は下記のことを厳守すること。

1. チーム内では指導者の指示に従い、ルールを守ること。
2. チームの秩序を守り、チームの目的に沿うよう努力すること。
3. チームワークを守り、会員が明朗快活で楽しい雰囲気作りが出来るスポーツマンとなれるよう努めること。

(保護者の健康管理義務)

#### 第 16 条

会員の保護者は、入会後会員がチームの練習を行うに適した健康状態にあるかを把握し、適さないと判断したときは、速やかに必要な処置を講じること。

(安全確保)

#### 第 17 条

練習会場への往路・復路は、保護者の責任において安全確保をすること。公共交通機関、徒歩、自転車などを利用し選手のみで参加する場合にも、常に保護者が連絡の取れる状態を確保し安全に配慮すること。

また特別に用事があり、練習途中で一時退出や帰路につく場合においても必ず監督および統括責任者にその要を申し出て許可を得てから行動すること。

(施設内自己責任)

#### 第 18 条

チームは施設内において発生した盗難事件等については、チームはその責を負わない。

(傷害の補償)

#### 第 19 条

チーム活動中に発生した傷害の補償は、(財)スポーツ安全協会の、「スポーツ安全保険」の補償適用対象範囲内とする。

(規約の変更)

#### 第 20 条

本規約に定めのない事項及び運営上必要な内規は、主催者が関係者と協議の上、アクアフェアリーズ部長がこれを定める。

(個人情報)

第 21 条

会員の入会に際して提出された個人情報はチーム運営の諸連絡にのみ利用し、他には一切使用しない。  
退会後はすみやかに破棄することとする。

(附 則)

1. この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 9 条に定める入会金および会費は、次に掲げる額とする。
  - 入会金 2,000 円 (スポーツ安全保険料、事務手数料、入会特典を含む)
  - 年会費 13,000 円 (年度内 15 回以上の強化指導を行う。また最終練習日にはアクアフェアリーズ選手との交流試合および解団式が行われる)
3. ホームゲームが開催されるときは大会補助役員として参加し、練習時には球拾い、またゲーム中はアクアフェアリーズジュニア特設シートにて応援や観戦が出来る。